

令和3年4月20日

庁議資料

狛江市教育委員会
学校の働き方改革プランの改定について

令和3年3月

狛江市教育委員会

<目次>

第1章 概要

1. 学校の働き方改革プランとは…………… 1
2. プランの目標・目的・取組の方向性…………… 1
3. プランの計画期間…………… 1
4. 今後の方向性…………… 1

第2章 プランの総括

1. プランの具体的な取組及び進捗…………… 3
2. プランの取組状況及び評価…………… 7
3. プランの成果…………… 7
4. 総括…………… 7

第1章 概要

1. 学校の働き方改革プランとは

狛江市教育委員会学校の働き方改革プランについては、国の「学校における働き方改革に係る緊急提言」（平成29年8月）及び東京都の「学校における働き方改革推進プラン（仮称）中間まとめ」（平成29年11月）を受け、狛江市教育委員会として、教員の働き方を見直し、教員が健康で充実して働き続けることができるよう、業務改善に取り組み、学校の指導体制の整備を計画的に実行するために平成30年2月7日に策定されたものである。

2. プランの目標・目的・取組の方向性

本プランでは、「教員一人一人の心身の健康維持の実現と誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る」ことを目的として、「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。」ことが計画期間中のめざすべき目標とされ、その実現に向けて取組の方向性として、「（1）在校時間の適切な把握と意識改革の推進」、（2）教員業務の見直しと業務改善の推進」（3）学校を支える人員体制の確保、（4）部活動の負担軽減。（5）ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備」の5つの方向性が設定されている。

3. プランの計画期間

本プランの計画期間については、「可及的速やか、かつ重点的な取組が求められていることから平成30年度から平成32年度（令和2年度）までの3か年」とされ、現在プランの最終年度を迎えている。

4. 今後の方向性

本プランについては、「取組の進捗状況や現況の詳細な分析に応じて、プランの継続的な見直しを行う」ものとされている。そこで、プランの最終年度に当たり、取組状況及び進捗の把握と所管課による自己評価によるプランの検証（総括）を行い、計画期間終了後の方向性を判断するものとする。

目的

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

目標

週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。

取組の 方向性

- (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進
- (3) 学校を支える人員体制の確保
- (4) 部活動の負担を軽減
- (5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備



プラン の総括

- (1) 取組状況
- (2) 進捗状況
- (3) 自己評価

第2章 プランの総括

1. プランの具体的な取組及び進捗

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進	① 教育委員会における勤務実態の把握
	② 学校閉庁日の設定と休暇取得の促進
	③ 勤務時間外の間合わせ対応のための留守番電話等の整備
	④ 教育委員会が主催する会議・研修の見直し
	⑤ 教員のタイムマネジメント力の向上
(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進	① 学校徴収金会計業務の適正化
	② 校務支援システムの活用促進
	③ 総合教材ポータルサイト活用促進
	④ 各校における会議の効率化の推進
	⑤ 教育委員会から学校への調査依頼の見直し
	⑥ 教育委員会以外の市の部局等から学校への依頼の精選・工夫
	⑦ 学校へ連絡等を行う時間帯等の配慮
	⑧ 学校施設・設備の維持管理業務の適正化
(3) 学校を支える人員体制の確保	① 学校事務機能の強化
	② 専門スタッフの配置の促進
	③ 学校支援地域本部の活用促進
	④ 専門チームの活用促進
(4) 部活動の負担を軽減	① 部活動休養日や活動時間の検討
	② 部活動指導員の導入促進
(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備	① 「イクボス宣言」の推奨

プランでは、5つの取組の方向性に対し、20の具体的な取組が示されている。これを踏まえ、各担当課では、図表1の取組を展開し、その取組状況と評価は図表2のとおりとなった。

図表1 学校における働き方改革に向けた取組一覧

		学校教育課	指導室	社会教育課	公民館	図書館
平成29年度	一斉閉庁の実施(試行)	○				
	勤務実態の把握(試行)		○			
	支援員等の継続配置		○			
	総合教材ポータルサイトの導入		○			
	学校支援地域本部事業実施			○		
平成30年度	一斉閉庁の実施	○	○	○	○	○
	音声対応装置の導入	○	○			
	学校事務の役割見直し	○	○			
	包括的管理業務委託の導入準備	○				
	給食費公会計化に向けた準備	○				
	学校グループウェア導入		○			
	学校経営補佐導入		○			
	部活動指導員導入		○			
	教員の勤務時間の上限に関する方針策定		○			
	勤務実態の把握(試行)		○			
	不登校対策モデル事業実施		○			
	共同事務室の試行		○			
平成31年度	設備管理業務の一括委託導入(小学校)	○				
	学校徴収金のシステム導入準備	○				
	共同事務室の本格実施		○			
	時数軽減モデル校事業実施		○			
	校務支援システムの導入		○			
	出退勤システム導入検討		○			
	部活動指導員の拡充		○			
令和2年度	給食費の公会計開始	○				
	包括的管理業務委託の導入準備(中学校)	○				
	学校徴収金システムの導入	○				
	GIGAスクールサポーター導入		○			
	出退勤システム導入		○			
	テレワークシステム(試行)(緊急事態宣言対応)		○			
	地域学校協働活動推進事業の開始			○		

図表 2 取組状況・進捗評価・今後の方向性

令和3年2月末現在

取組の方向性	具体的取組	平成30年度	平成31年度	令和2年度	評価	今後の方向性	所管		
(1)在校時間の適切な把握と意識改革の推進	① 教育委員会における勤務実態の把握	・勤務時間上限方針提示(狛江市立学校職員労働安全衛生管理規則の制定) ・管理職による把握(教員の勤務時間の管理に関する報告)	・管理職による把握(教員の勤務時間の管理に関する報告) ・出退システム導入検討	・出退システム導入(10月) ・管理職による把握(教員の勤務時間の管理に関する報告)	B(一定程度進んだ)	これまで指導案やホワイトボード等を活用し勤務実態を把握していたが、10月より出退システムを導入し把握に努めている。	継続	指導室	
	② 学校閉庁日の設定と休暇取得の促進	・学校閉庁日の設定(8/13～8/17:5日間)	・学校閉庁日の設定(8/13～8/16:4日間) ※前後の土日を合わせて9日間連続の学校閉庁	・学校閉庁日の設定(8/11～8/14:4日間) ※前後の土日を合わせて9日間連続の学校閉庁	B(一定程度進んだ)	学校閉庁日の設定を行い、休暇を取得しやすい環境は整えたが、学校現場からは様々な意見がある。	継続	学校教育課 指導室	
	③ 勤務時間外の間合わせ対応のための留守番電話等の整備	・音声対応装置の設置(勤務時間外の電話に対する音声対応) ・音声対応装置稼動時間帯緊急応対用携帯電話設置	・音声対応装置の設置(勤務時間外の電話に対する音声対応) ・音声対応装置稼動時間帯緊急応対用携帯電話設置	・音声対応装置の設置(勤務時間外の電話に対する音声対応) ・音声対応装置稼動時間帯緊急応対用携帯電話設置	A(十分進んだ)	当初懸念された保護者等からの反対も少なく、放課後における電話の問い合わせに対応する負担の軽減を図れていると考える。またもう1つの課題であった音声対応装置稼動時間における緊急対応についても緊急応対用携帯電話を設置することで解決を図れているため、課題・問題は無い。	継続	学校教育課	
	④ 教育委員会が主催する会議・研修の見直し				B(一定程度進んだ)	指導室主催の会議や研修会等について精選を図るとともに、リモート等の活用も行った。	継続	指導室	
	⑤ 教員のタイムマネジメント力の向上				B(一定程度進んだ)	働き方改革推進プランに基づき、教職員の意識改革が進み、タイムマネジメントを意識した仕事の効率化を図っている。	継続	指導室	
(2)教員業務の見直しと業務改善の推進	① 学校徴収金会計業務の適正化	・給食費の公会計化準備	・給食会計の公会計化準備 ・学校徴収金システム導入準備	・給食会計の公会計化 ・学校徴収金システム導入	A(十分進んだ)	公会計化に伴い、給食管理システムを導入。徴収ルールを統一し、市が督促等を行うことで教員の負担を軽減することができた。また、学校徴収金システムを導入し、徴収事務全般を都事務支援員の業務とすることで教員の負担を軽減することができた。	完了	学校教育課	
	② 校務支援システムの活用促進		・校務システム導入		B(一定程度進んだ)	成績処理等(評価等)を含め、活用が促進された。	拡充	指導室	
	③ 総合教材ポータルサイト活用促進			・東京ベーシックドリル試行 ・デジタルドリル導入	B(一定程度進んだ)	学校や家庭におけるオンライン上での活用が促進された。	拡充	指導室	
	④ 各校における会議の効率化の推進				B(一定程度進んだ)	校務PC上での情報共有等も行いながら会議の精選及び効率的な運営に努めた。	継続	指導室	
	⑤ 教育委員会から学校への調査依頼の見直し	・東京都や国等からの調査依頼に対し、極力事務局で回答する形式に見直す		継続	継続	B(一定程度進んだ)	教育委員会が実施する調査依頼を精査するとともに、東京都や国等からの学校に対する調査については、学校へ回答依頼を形式ではなく、事務局で回答する形式で回答するように見直しを図った。今後も継続して取組を進める必要がある。	継続	学校教育課 指導室
	⑥ 教育委員会以外の市の部局等から学校への依頼の精選・工夫	・学校交換便等を利用したチラシ等の配布依頼の精選		継続	継続	B(一定程度進んだ)	学校での負担軽減を図るため、学校交換便等を通じたチラシ等の配布依頼を精選し、依頼件数の削減を図った。	継続	学校教育課

【評価指標】 A：十分進んだ B：一定程度進んだ C：変わらない D：後退した
【方向性】 拡充、継続、縮小、完了

取組の方向性	具体的取組	平成30年度	平成31年度	令和2年度	評価	今後の方向性	所管	
(2)教員業務の見直しと業務改善の推進	⑦ 学校へ連絡等を行う時間帯等の配慮	・教育委員会から学校への電話連絡や訪問は、定時内に行うことを徹底	継続	継続	B(一定程度進んだ)	教育委員会から学校への電話連絡や訪問は、定時内に行うことを徹底した。引き続き教育委員会外の部局も含め、取組を進めていく必要がある。	継続	学校教育課 指導室
	⑧ 学校施設・設備の維持管理業務の適正化	・包括的管理業務委託の検討 ・プロポーザルによる業者選定	・小学校へ包括的設備管理業務委託導入	・中学校への包括的設備管理業務委託の検討	B(一定程度進んだ)	用務業務の委託にあわせ小学校の包括的設備管理業務委託を導入し、学校管理職の業務負担軽減を図った。学校管理職からの評価も高く、効果的なことから働き方改革のより一層の推進を目指し、中学校への導入を早期に実施すべきと考える。	拡充	学校教育課
(3)学校を支える人員体制の確保	① 学校事務機能の強化	・市事務の業務内容の見直し	継続	継続	B(一定程度進んだ)	市事務の業務内容を見直し、教員の補助的な業務を担っていけるような体制を整備した。	継続	学校教育課
		・共同事務室(緑野小学校)の試行	・共同事務室(緑野小学校)の本稼働	継続	B(一定程度進んだ)	共同事務室の本格稼働により、学校事務の機能強化が図られた。	継続	指導室
	② 専門スタッフの配置の促進	・給食配膳支援員の配置	継続	継続	B(一定程度進んだ)	喫食数の増減に伴う配膳や、変則的な配膳作業にも臨機応変に対応ができたと考える。	継続	学校教育課
					B(一定程度進んだ)	学習支援サポーター・スクールサポートスタッフの配置	新型コロナウイルス感染予防が求められる中、感染予防対策の徹底を図る際の教員負担の軽減が図られた。	拡充
	③ 学校支援地域本部の活用促進 →地域学校協働活動の推進(名称変更)	・狛江第五小学校におけるモデル実施(授業の見守り・うさぎ飼育・「昔あそび」のサポート活動等)	・狛江第五小学校におけるモデル実施(授業の見守り・動物飼育・特別授業等) ・先進事例の研究	・統括コーディネーターの設置 ・地域学校協働活動本部の設置 ・評価・検証機関である地域学校協働活動推進委員会の設置 ・センター方式(出前授業)に向けて調整、一部の授業については提供	B(一定程度進んだ)	提供したプログラムについては、教員に代わり本部が調整を図った。センター方式の進捗が図られることにより、さらなる教員の負担軽減につながる可能性がある。	拡充	社会教育課
④ 専門チームの活用促進	・ICT支援員の配置 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用 ・社会的自立に向けた支援チームによる不登校対策モデル事業の実施	・ICT支援員の配置 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用 ・社会的自立に向けた支援チームによる不登校対策モデル事業の実施	・GIGAスクールサポーター導入 ・ICT支援員の配置 ・スクールソーシャルワーカー及び教育相談員の活用	A(十分進んだ) B(一定程度進んだ)	GIGAスクールサポーター導入及びICT支援員の活用により、オンライン学習の取組が大きく推進された。 スクールソーシャルワーカー及び教育相談員の相談対応件数は年々増えており、学校の教職員の業務負担軽減にはつながっているが、教育支援センター職員業務負担が増大している。(教育支援課)	継続	指導室 教育支援課	
(4)部活動の負担を軽減	① 部活動休養日や活動時間の検討	・部活休養日の設定 ・狛江市立中学校に係る部活動方針(狛江市部活動ガイドライン)の策定	・狛江市立中学校に係る部活動方針(狛江市部活動ガイドライン)に基づき実施	継続	B(一定程度進んだ)	適正に実施している。	継続	指導室
	② 部活動指導員の導入促進	・部活動指導員導入	・部活動指導員の拡充	継続	B(一定程度進んだ)	部活動指導員の活用が進み、教員の働き方改革につながっている。	継続	指導室
(5)ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備	① 「イクボス宣言」の推奨	・市立小・中学校において実施を推奨	継続	継続	B(一定程度進んだ)	引き続き実施を推奨していく。	継続	指導室

【評価指標】 A：十分進んだ B：一定程度進んだ C：変わらない D：後退した
【方向性】 拡充、継続、縮小、完了

2. プランの取組状況及び評価

プランの取組状況については、5つの取組の方向性ごとに掲げられた20の具体的な取組ほぼすべてにおいて取組が行われ、所管課ごとに行う評価では、「十分に進んだ(A)」が、3項目、「一定程度進んだ(B)」が20項目、「変わらない(C)」・「後退した(D)」が0項目という結果となった。

また今後の方向性では、ほぼすべての項目で「継続」、又は「拡充」となっており、一定の取組が進んだものの、学校における働き方改革の推進に向け、取組を続けていくべきと考えていることがわかる。

3. プランの成果

取組の成果を図る指標として、本プランでは、「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」ことが目標として掲げられている。前述までのように各所管課において取組の方向性に従い、一定の取組が行われている。その成果については、令和2年10月より導入した出退勤システムにより、教職員の在校時間を確認することができる環境が整ったことから、この数値を外形的に把握することが可能となった。システム稼働以降は、週当たりの平均在校時間については、60時間を大きく下回ることが確認できた(令和3年2月現在)が、繁忙期には、一定程度、在校時間が60時間を超える教員がいることがわかった。教員の職種特性から、通年で把握する必要があることやコロナ禍という特殊な事情等も踏まえて引き続きより正確な実態把握が必要であると考えられる。

4. 総括

学校の働き方改革プランについては、計画期間中の平成30年度から32年度(令和2年度)までの3年間において、取組の方向性に基づき各所管課において具体的な取組が行われ、一定程度の成果が出ていると考えられる。その成果を図るために設定された数値目標に対する現状を把握することに限界があった。しかし、令和2年10月に導入された出退勤システムの運用を継続することにより、今後は在校時間等の把握が可能となる。また、取組を行っている各所管課の評価では、今後も継続若しくは拡充して取組を続ける必要があると考えており、学校の働き方改革を推進する上では本プランにおける取組を今後も継続あるいは発展させるべきと考えられる。

以上のことから、本プランについては、出退勤システムの定着はもとより、働き方改革を実現するために整備した環境により効果検証ができるようになるまで、計画を3か年延伸する。延伸後にあらためて数値目標に対する成果も含めて評価し、その後の計画のあり方等を検討するものとする。

また、計画延伸に当たっては新たに「新型コロナウイルス感染症防止対策と学校教育活動の両立」に向けた「持続可能な学校運営実現に向けた環境整備」を新たに加えることとする。

狛江市教育委員会 学校の働き方改革プラン

令和2年度改定版

■総論

【基本的な考え方】

学校をめぐる環境が複雑化、多様化するとともに、平成年29年に改訂された小・中学校の学習指導要領の全面実施に向けた準備など日々の教育活動の充実が求められる中、教員の長時間労働が課題となっている。

教育委員会は、教員の長時間労働の改善を図り、教員が誇りややりがいを持ち、その専門性を発揮できる環境を整える責務を有する。

一方、国においては「学校における働き方改革に係る緊急提言（平成29年8月）」が発せられ、また東京都においても「学校における働き方改革推進プラン（仮称）中間のまとめ（平成29年11月）」が公表され、その方向性が明らかになるとともに、区市町村教育委員会による計画的な取組を求めている。

このため、狛江市教育委員会として、教員の働き方を見直し、教員が健康で充実して働き続けることができるよう、業務改善に取り組み、学校の指導体制の整備を計画的に実行するために平成30年2月に策定したプランを検証（総括）を踏まえ、改定する。

なお、取組の進捗状況や現況の詳細な分析に応じて、プランの継続的な見直しを行う。

目的

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

目標

週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。

取組の 方向性

- (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進
- (3) 学校を支える人員体制の確保
- (4) 部活動の負担を軽減
- (5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備
- (6) 持続可能な学校運営実現に向けた環境整備

※東京都教育委員会は、市町村立小・中学校の都費負担教職員の任命権者として、長時間労働の是正、いわゆる働き方の改善に関し責務を有することから、東京都教育委員会が設定した「目的、目標、取組の方向性」を、狛江市教育委員会も共有して設定する。

【プランの計画期間】

国の緊急提言においても「教職員の長時間勤務の実態は看過できない状況」とし、さらに新学習指導要領等を確実に実施するためにも、本プランの可及的速やか、かつ重点的な取組が求められていることから、本プランの計画期間は「平成30年度から平成32年度まで」の3か年としていたが、計画最終年度の総括を踏まえ、令和5年度まで3か年延伸する。

【プランの実現に向けて】

学校の働き方改革を進めるためには、まず保護者や地域社会にも理解していただく必要がある。

本プランの意義や取組について、保護者の理解を図るため、十分な説明をするとともに、併せて地域社会の理解を促すための啓発活動に努める。

■具体的な取組

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

校長、副校長、教員一人一人が勤務時間を意識した働き方を実践できるよう、教員の在校時間を適切に把握するとともに、働き方の見直しに向けた意識改革を推進します。

① 教育委員会における勤務実態の把握 〈継続〉

学校の業務改善を進めるためには、教員の勤務時間を把握することが不可欠となる。これまでも校長は勤務時間を把握し、校務分掌の適切な設定などに活用してきたが、今後は教育委員会としても各校における勤務実態を把握し、業務改善の推進に活用していく。

② 学校閉庁日の設定と休暇取得の促進 〈継続〉

教員の休暇取得を促進するため、教員に対して休暇制度の啓発を進めるとともに、休暇が取得しやすい夏季休業中の8月第3週目にかかる期間において、1週間以上の学校閉庁日を設ける。

③ 勤務時間外の間合わせ対応のための留守番電話等の整備 〈継続〉

放課後に保護者らからの電話の間合わせに対応する負担を減らすため、学校ごとに音声対応装置を設置した。今後はメールによる連絡体制の整備に向け検討を進める。

④ 教育委員会が主催する会議・研修の見直し 〈継続〉

教育委員会が主催する会議や研修について精査を行い、必要性が低いものは廃止する。また、開催が必要なものについても、質の維持を図りながら、内容や回数、時間、開催時期、実施形態等の見直しをできる限り行う。

⑤ 教員のタイムマネジメント力の向上 〈継続〉

教員が日々の業務を進めるにあたっては、タイムマネジメントを常に意識して、効率的に業務をこなしていくことが超過勤務の縮減につながる。このため校長のリーダーシップのもとに、導入済みの出退勤システムを活用し、教員のタイムマネジメント力の向上を図っていく。

また、狛江市立学校職員労働安全衛生管理規則に基づき教員の健康及び児童・生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行えるよう勤務時間の上限を設けるとともに、業務の適切な管理を行う。

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

教員の専門性の発揮が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては役割分担を見直すなど、学校や教員の業務の軽減を図ります。

また、学校における業務改善についても併せて進めていきます。

① 学校徴収金会計業務の適正化 〈完了〉

各校で差異のあった学校徴収金に関する処理のルールを統一し、担当する教員が調達・会計処理を行いやすくするため、「狛江市立中学校の標準服等業者選定事務取扱要領」並びに「狛江市立小中学校の学校徴収金事務取扱要綱」を策定し、学校徴収金システムを導入した。

学校給食費については公会計化し、徴収ルールを統一するとともに、給食管理システムを導入して、教員の負担軽減を図った。今後も適切な運用及び活用を図っていく。

② 校務支援システムの活用促進 〈拡充〉

これまで電話やファックスで教育委員会から学校へ伝えていた情報を、ポータルサイトの掲示板機能を活用することで、より簡単に共有できるようにした。これらの機能を活用し、業務の効率化を図っていく。

また、出席簿や指導要録の作成、成績処理等の各種校務を行う校務支援システムの活用を促進し、校務の効率化を進めていく。

③ 総合教材ポータルサイト活用促進 〈拡充〉

教員が作成した優れた教材や指導案などの電子媒体を登録することにより、市内の公立小中学校の教員が自由にアクセス、ダウンロードすることができる総合教材ポータルサイト等を整備した。これにより、授業の準備に必要な情報を入手しやすくなり、優れた教材や指導案などを活用することができるとともに、家庭におけるオンライン上での活用も可能となる。

④ 各校における会議の効率化の推進 〈継続〉

全教員に配備されている校務用パソコンを活用し、会議資料の事前配布や終了時間の設定などにより、効率的な会議運営に努める。

また、教育委員会主催の会議の配布資料や、教育委員会から送付する文書の電子化の推進、オンラインによる会議等へのICT機器の活用を進めるなど、各校における会議の効率化の取組を支援する。

⑤ 教育委員会から学校への調査依頼の見直し 〈継続〉

教育委員会独自の調査依頼については精査し、必要性の低いものは廃止する。また、実施が必要なものについても、内容や回数、方法等の見直しをできる限り行う。

また、東京都や国等からの調査依頼に関しても、その必要性を教育委員会において精査する。

⑥ 教育委員会以外の市の部局等から学校への依頼の精選・工夫 〈継続〉

教育委員会以外の市の部局からも、学校に対して様々な参加、協力要請が行われている。これに関し、教育委員会から各部局に対して、依頼内容を必要最小限にすることや、教職員の負担軽減を念頭においた依頼方法の工夫を要請する。また、関係団体に対しても、当該団体を所管する各部局を通じて、同様の要請を行う。

⑦ 学校へ連絡等を行う時間帯等の配慮 〈継続〉

教員の超過勤務を縮減するため、教育委員会から学校への電話連絡や訪問は、定時内に行うことを原則とする。

また、授業日における教員を対象とする会議や研修をできる限り行わないようにするよう、教育委員会はもちろん、教育委員会以外の市の部局や関係団体にも要請する。

⑧ 学校施設・設備の維持管理業務の適正化 〈拡充〉

学校における施設・設備全般の維持管理の適正化と管理職等の業務負担の軽減を図るため、関連業務の包括的な契約をはじめとして、契約形態等の見直しを行い、小学校の用務業務の委託にあわせ、包括的管理業務委託を導入した。中学校への導入も進めていく。

(3) 学校を支える人員体制の確保

教員の増員や学校事務職員との役割分担の見直しとともに、専門スタッフや人材等の活用により、学校の組織運営や指導体制を強化します。

① 学校事務機能の強化 〈継続〉

学校事務は、現在、市費負担会計年度任用職員1名、都費負担会計年度任用職員1名の計2名で事務を行っている。教員の事務負担の軽減のほか、事務処理の効率化、学校に寄せられる社会的な要請への対応を図っているよ

う学校の事務機能を強化する。

まず、学校事務（市費）については、財務に関する日々の事務作業に加えて、授業や会議に使用する資料の整理や印刷など、教員の補助的な業務を担っていただけるよう体制を見直した。

一方、学校の事務職員（都費）については、現行の体制に加えて、事務の拠点となる学校事務共同事務室による事務の一元化により効率的な事務処理を行う体制を整備した。今後も事務機能の強化を図るとともに、事務管理を共同で行うことによりミスを防止し、事務処理の方法を共有することなどにより、事務の効率化を図る。

② 専門スタッフの配置の促進 〈拡充〉

複雑化・多様化している課題を解決するためには、教員だけでは困難であり、多様な専門性を持つスタッフの配置が必要不可欠となる。

本市では、スクールソーシャルワーカーのほか、専門教育相談員、学校司書、ALT（外国語指導助手）、ICT 支援員、TA（ティーチングアシスタント）、支援員等のスタッフを配置している。

これらのスタッフの適正配置と増員も視野に入れて、それぞれの専門性に基づいた業務や校務を補助することにより、教員の負担軽減を図ることで、学校経営や教科指導等本来の専門的な職務に集中できるようにする。

これに加え、コロナ禍における感染予防対策の徹底を図る際の教職員の負担軽減を図るため、スクールサポートスタッフを配置する。*【(6)①再掲】

③ 地域学校協働活動の推進 〈拡充〉

地域住民・家庭・学校が連携・協働し地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに地域が創生する活動を推進する。当面は、出前授業のセンター方式化に向けて取り組むため、市民活動支援センター等との連携や、今後、各学校へ地域コーディネーターを配置する等して、学校運営体制の強化を図るとともに教員の負担軽減を図っていく。

④ 専門チームの活用促進 〈継続〉

いじめや不登校といった問題行動のうち、学校だけでは対応できないものに対応するため、教育委員会に設ける弁護士や社会福祉士等を含めたいじめ問題対策委員会や問題行動等対策連絡協議会等を活用し、専門性に基づく助言・指導を受けることにより、教育指導体制の強化と教員の負担軽減を図る。

(4) 部活動の負担を軽減

学校における他の教育活動とのバランス等の観点から部活動の在り方を見直し、その適正化を図るとともに、顧問業務に従事する教員の負担軽減を図ります。

① 部活動休養日や活動時間の検討 〈継続〉

部活動を担当する教員の負担軽減や生徒の心身の健康の確保を図るため、部活動を行わない日（休養日）や放課後、休日の活動時間等の考え方を示した「狛江市中学校に係る部活動方針（狛江市部活動ガイドライン）」を策定した。引き続き本活動方針に基づき、適正に実施していく。

② 部活動指導員の導入促進 〈継続〉

運動部の部活動の指導に不安を抱える教員の支援や負担軽減を図るとともに、部活動の活性化や生徒の競技力の向上を図るため、教員に代わって指導ができる「部活動指導員」（都制度）の導入促進を図る。

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、教員が仕事と家庭の両立ができるよう支援を行います。

※ワーク・ライフ・バランスについては、その推進の責務は次世代育成支援対策推進法により特定事業主（東京都教育庁）にあることから、原則、本市としては東京都の施策を支援する。

① 「イクボス宣言」の推奨 〈継続〉

現在、都庁や都立学校で実施している「イクボス宣言」について、市立小・中学校においても実施を推奨していく。

(6) 持続可能な学校運営実現に向けた環境整備

新型コロナウイルス感染症防止対策と学校教育活動の両立ができるよう支援を行います。

①感染防止対策支援

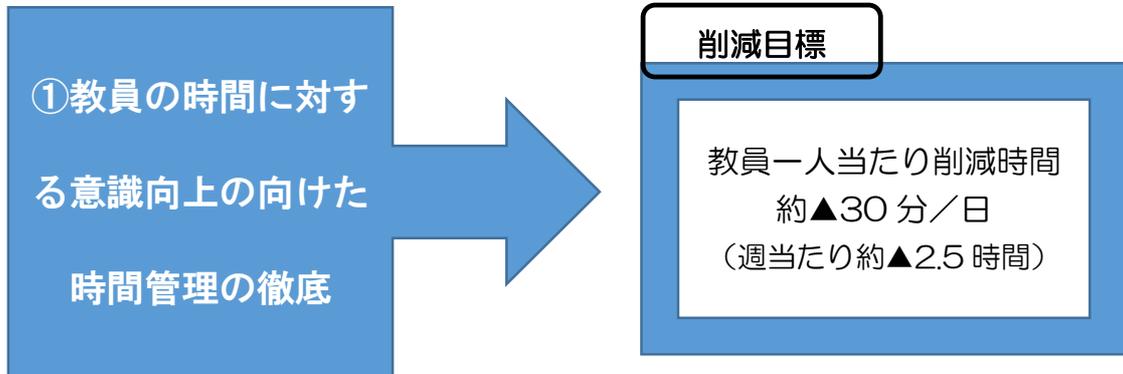
新型コロナウイルス感染症をはじめ、今後起こりうる新たな感染症への備えとして感染防止策の徹底を図るとともに、それが教員の負担とならないように支援体制の充実を図るため、スクールサポートスタッフを配置する。

*【(3) ② 再掲】

②新しい学びを支える環境整備

新たな感染症や災害の発生等の緊急事態にあっても子どもたちの学びを保障するため、ICTの活用を中心とした新しい時代の学びを支える環境整備を図る。その際、学習履歴（スタディログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を活用することで、教員の負担軽減を図る。

■重点取組



【定時退校日】

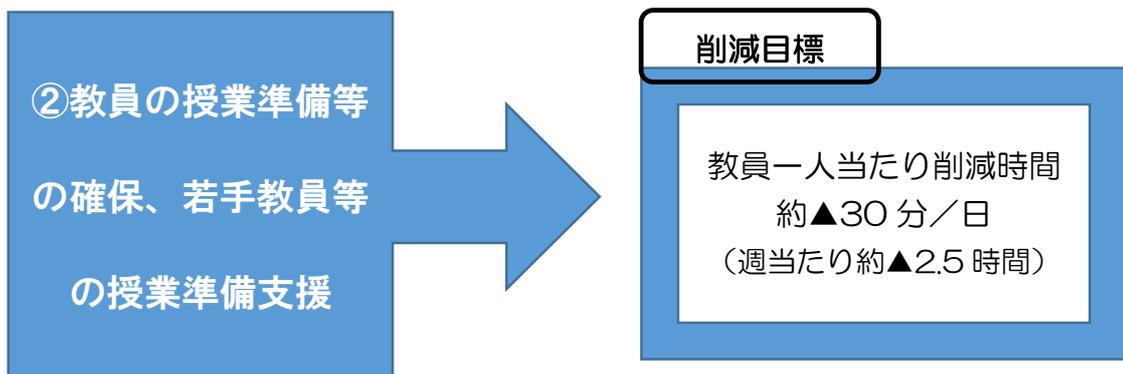
- 会議や研修、部活動のない日を校内で設定。設定に関しては学年単位等柔軟に。

【学校閉庁日】

- 8月の第3週目に1週間以上の全校一斉閉庁を実施
- 夏季休暇、年次休暇等の取得、週休日の振替等で実施
- 終日勤務せず、原則として当番も設けない
- 緊急時の連絡先を教育委員会内に設け、保護者へ周知

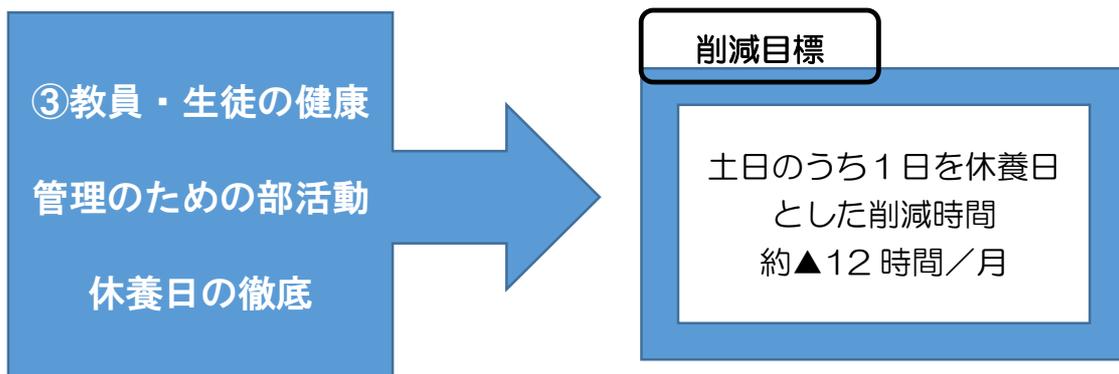
【最終退校時刻】（目安：19時）

- 最終退校時刻を意識した仕事の進め方の実施



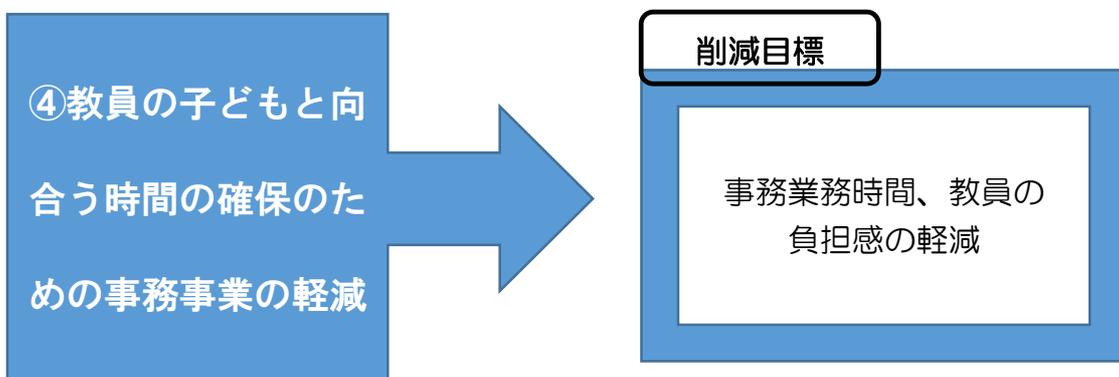
【教材データ等の共有】

- 作成した指導案、ワークシート等を共有サーバや紙で保存
- データの保存ルールの統一（ファイル名や保存場所等）
- 教材データを活用した授業準備による準備時間の短縮



【部活動休養日】

- 週当たり2日以上（平日1日、土日※原則1日）
- ※ 大会直前等、限られた時期は例外とする。



【校務分掌の工夫】

- 育成の観点を踏まえた分掌配置と定期的な見直し・縮小
- 引継書の計画的な作成と異動時の引継事項の共有

【参考】

- 市立学校の教員の勤務状況（小学校）
- ※ 東京都公立学校教員勤務実態調査（平成 29 年 6～7 月実施）から。

教員平均：
73.58 時間/週
 $\textcircled{1} + \textcircled{2} + (\textcircled{3} \text{又は} \textcircled{4}) = \underline{60 \text{ 時間/週}}$